

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月十九日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

<p>路 線 名</p>	<p>一般国道四百七号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>日高市大字森戸新田字内久保九〇番一 七地先から同市大字森戸新田字藤久保 八七番四地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成三十一年二月十九日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十六年九月十二 日付け埼玉県飯能県土整 備事務所長告示第十五号 で告示した道路予定区域 の一部供用開始である。 延長七六四・〇〇メー トル</p>